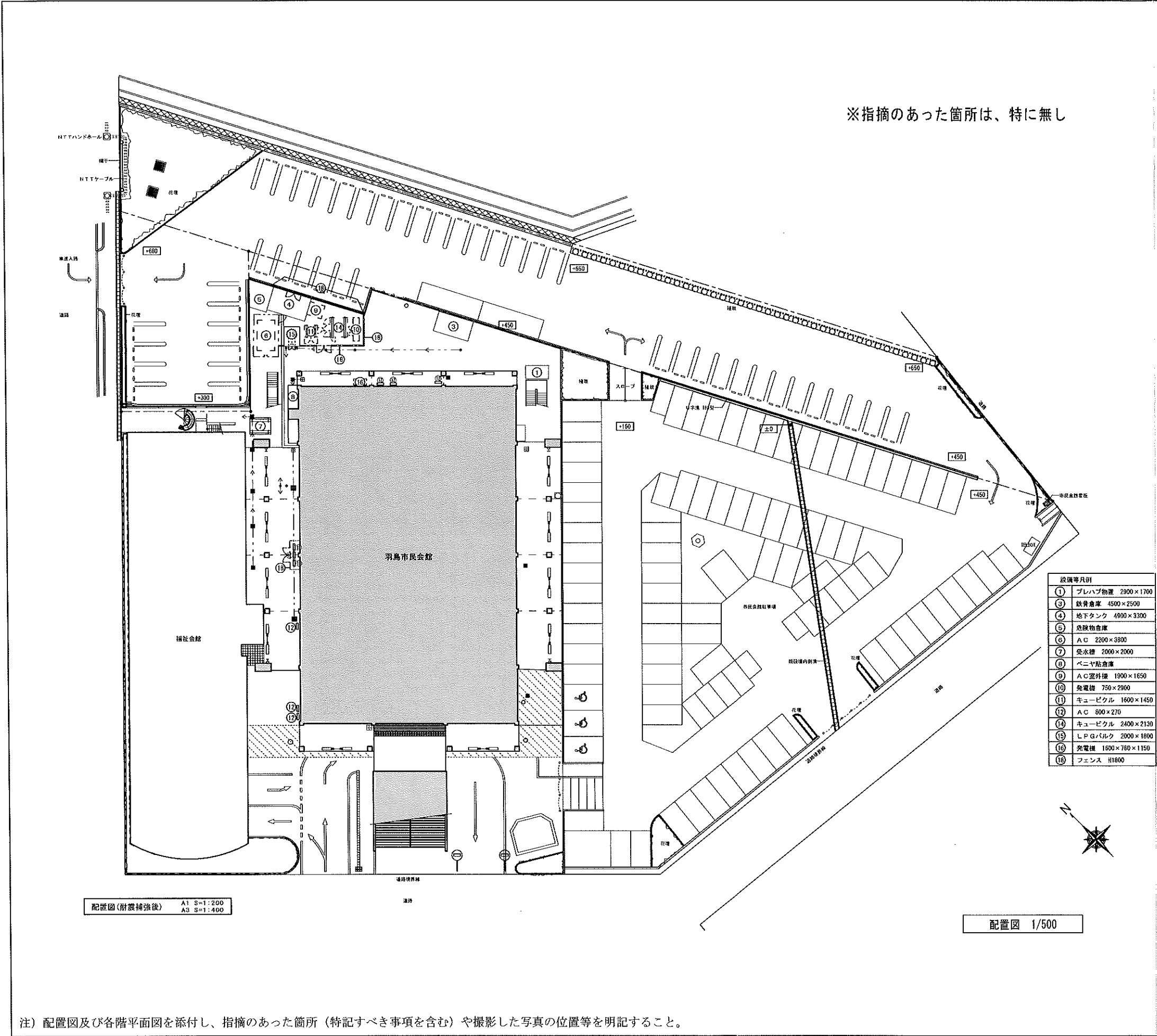
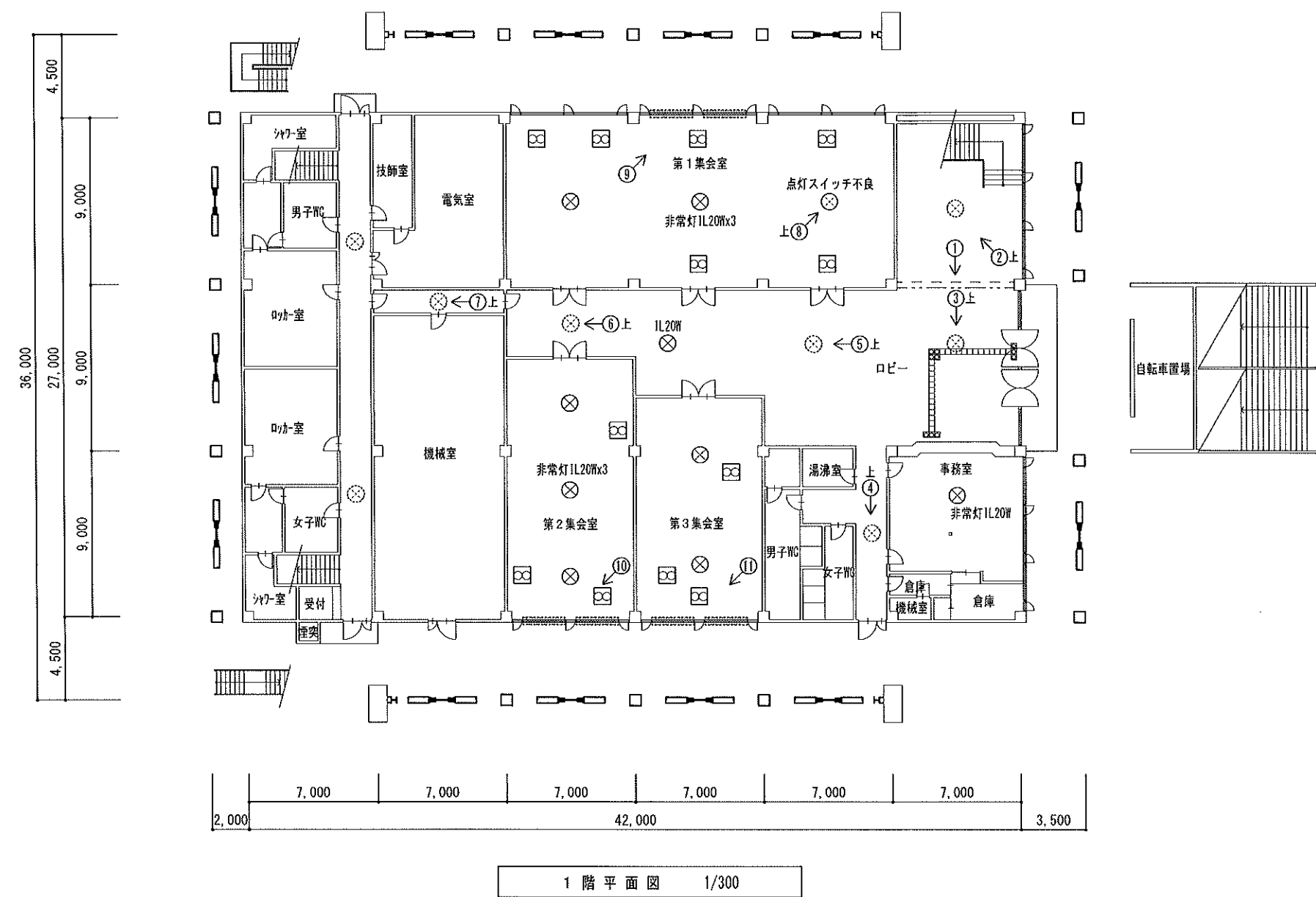


調査結果図



番号	調査項目
1	敷地及び地盤
(1)	地盤
(2)	敷地
(3)から(5)	敷地内の通路
(6)から(7)	塀等
(8)から(9)	擁壁
2	建築物の外部
(1)から(2)	基礎
(3)から(4)	土台(木造に限る)
(5)から(18)	外壁
3	屋上及び屋根
(1)	屋上面の状況
(2)から(5)	屋上周りの状況(屋上面を除く)
(6)から(7)	屋根(屋上面を除く)
(8)から(9)	機器及び工作物(冷却等設備、等)
4	建築物の内部
(1)から(5)	防火区画
(6)から(16)	壁の室内に面する部分
(17)から(22)	床
(23)から(25)	天井
(26)から(34)	防火設備
(35)から(36)	照明器具、懸垂物等
(37)から(42)	居室の採光及び換気
(43)から(46)	石綿等を添加した建築材料
5	避難施設等
(1)	令第120条第2項に規定する通路
(2)から(3)	廊下
(4)から(5)	出入口
(6)	屋上広場
(7)から(10)	避難上有効なバルコニー
(11)から(23)	階段
(24)から(29)	排煙設備等
(30)から(40)	その他の設備等
6	その他
(1)から(4)	特殊な構造等
(5)	避雷設備
(6)から(9)	煙突
7	上記以外の調査項目

調 査 結 果 図



- <指摘事項>

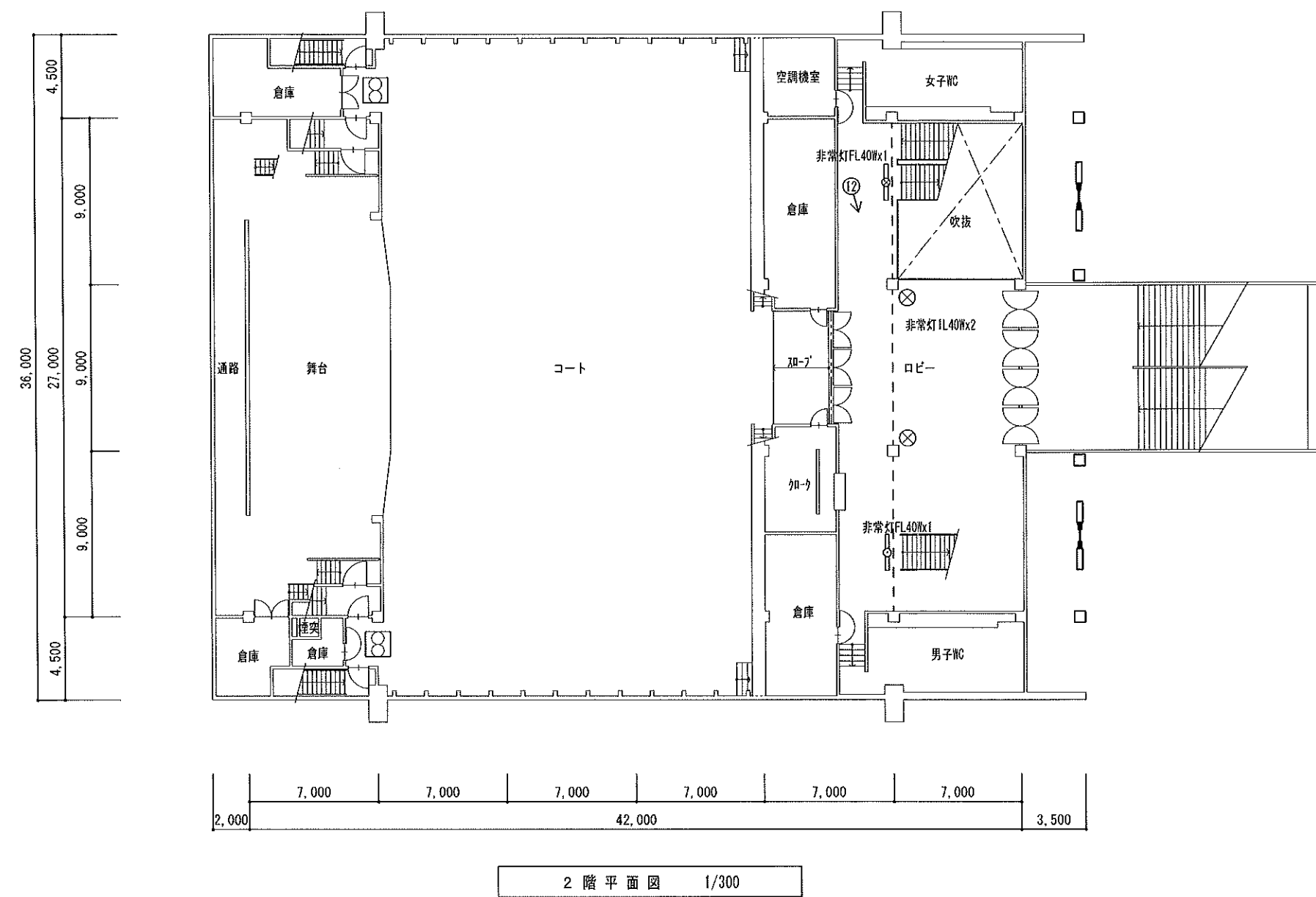
 - 4-(1)、(2)、(4)、(5) 防火区画無し
 - 5-(24)、(27)、(29) 排煙設備等無し
 - 5-(38)、(39) 非常用の照明装置不良及び不足
- <凡例>

 - 防火シャッター 設置すべき部分 4-(1)、(2)
 - 既設 機械換気設備 4-(40)、(41)
 - - 防煙垂れ壁 設置すべき部分 5-(24)
 - 排煙設備(排煙ランマ又は機械排煙設備) 設置すべき部分 5-(27)、(29)
 - 非常用代替出入口 設置すべき部分 5-(30)
 - 既設 非常用照明 5-(38)
 - 既設 非常用照明 不良及び要取替え箇所 5-(39)
 - 増設案 非常用照明 5-(38)
 - 指摘のあった箇所の写真番号と位置

注) 配置図及び各階平面図を添付し、指摘のあった箇所(特記すべき事項を含む)や撮影した写真の位置等を明記すること。

番号	調査項目
1	敷地及び地盤
(1)	地盤
(2)	敷地
(3)から(5)	敷地内の通路
(6)から(7)	塀等
(8)から(9)	擁壁
2	建築物の外部
(1)から(2)	基礎
(3)から(4)	土台(木造に限る)
(5)から(18)	外壁
3	屋上及び屋根
(1)	屋上面の状況
(2)から(5)	屋上周りの状況(屋上面を除く)
(6)から(7)	屋根(屋上面を除く)
(8)から(9)	機器及び工作物(冷却等設備、等)
4	建築物の内部
(1)から(5)	防火区画
(6)から(16)	壁の室内に面する部分
(17)から(22)	床
(23)から(25)	天井
(26)から(34)	防火設備
(35)から(36)	照明器具、懸垂物等
(37)から(42)	居室の採光及び換気
(43)から(46)	石綿等を添加した建築材料
5	避難施設等
(1)	令第120条第2項に規定する通路
(2)から(3)	廊下
(4)から(5)	出入口
(6)	屋上広場
(7)から(10)	避難上有効なバルコニー
(11)から(23)	階段
(24)から(29)	排煙設備等
(30)から(40)	その他の設備等
6	その他
(1)から(4)	特殊な構造等
(5)	避雷設備
(6)から(9)	煙突
7	上記以外の調査項目

調査結果図



- <指摘事項>

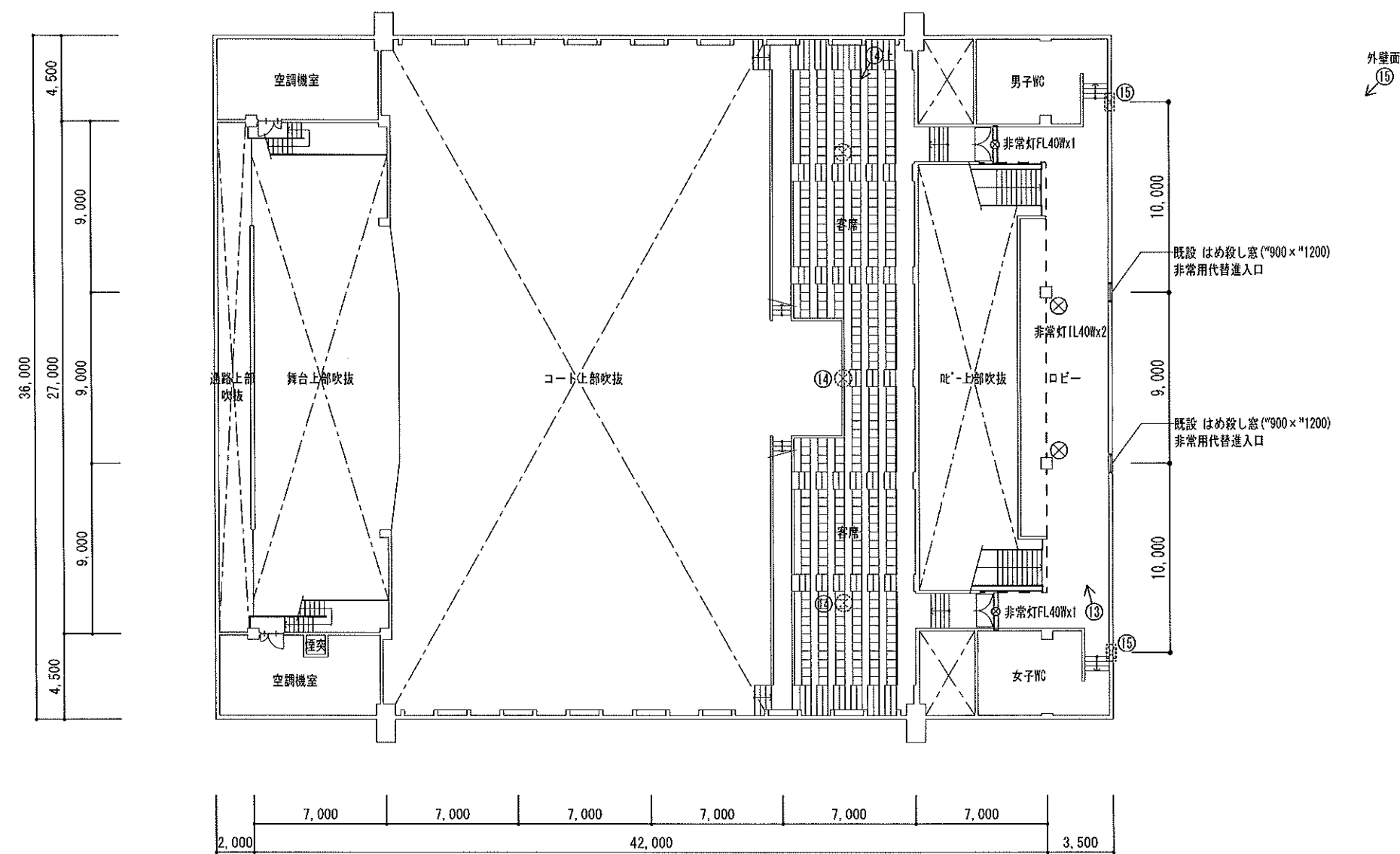
 - 4-(1)、(2)、(4)、(5) 防火区画無し
 - 5-(24)、(27)、(29) 排煙設備等無し
 - 5-(38)、(39) 非常用の照明装置不良及び不足
- <凡例>

 - 防火シャッター 設置すべき部分 4-(1)、(2)
 - 既設 機械換気設備 4-(40)、(41)
 - - 防煙垂れ壁 設置すべき部分 5-(24)
 - 排煙設備(排煙ランマ又は機械排煙設備) 設置すべき部分 5-(27)、(29)
 - 非常用代替出入口 設置すべき部分 5-(30)
 - 既設 非常用照明 5-(38)
 - 既設 非常用照明 不良及び要取替え箇所 5-(39)
 - 増設案 非常用照明 5-(38)
 - 指摘のあった箇所の写真番号と位置

注) 配置図及び各階平面図を添付し、指摘のあった箇所（特記すべき事項を含む）や撮影した写真の位置等を明記すること。

番号	調査項目
1	敷地及び地盤
(1)	地盤
(2)	敷地
(3)から(5)	敷地内の通路
(6)から(7)	塀等
(8)から(9)	擁壁
2	建築物の外部
(1)から(2)	基礎
(3)から(4)	土台（木造に限る）
(5)から(18)	外壁
3	屋上及び屋根
(1)	屋上面の状況
(2)から(5)	屋上周りの状況（屋上面を除く）
(6)から(7)	屋根（屋上面を除く）
(8)から(9)	機器及び工作物（冷却等設備、等）
4	建築物の内部
(1)から(5)	防火区画
(6)から(16)	壁の室内に面する部分
(17)から(22)	床
(23)から(25)	天井
(26)から(34)	防火設備
(35)から(36)	照明器具、懸垂物等
(37)から(42)	居室の採光及び換気
(43)から(46)	石綿等を添加した建築材料
5	避難施設等
(1)	令第120条第2項に規定する通路
(2)から(3)	廊下
(4)から(5)	出入口
(6)	屋上広場
(7)から(10)	避難上有効なバルコニー
(11)から(23)	階段
(24)から(29)	排煙設備等
(30)から(40)	その他の設備等
6	その他
(1)から(4)	特殊な構造等
(5)	避雷設備
(6)から(9)	煙突
7	上記以外の調査項目

調 査 結 果 図



3 階 平 面 図 1/300

- <指摘事項>

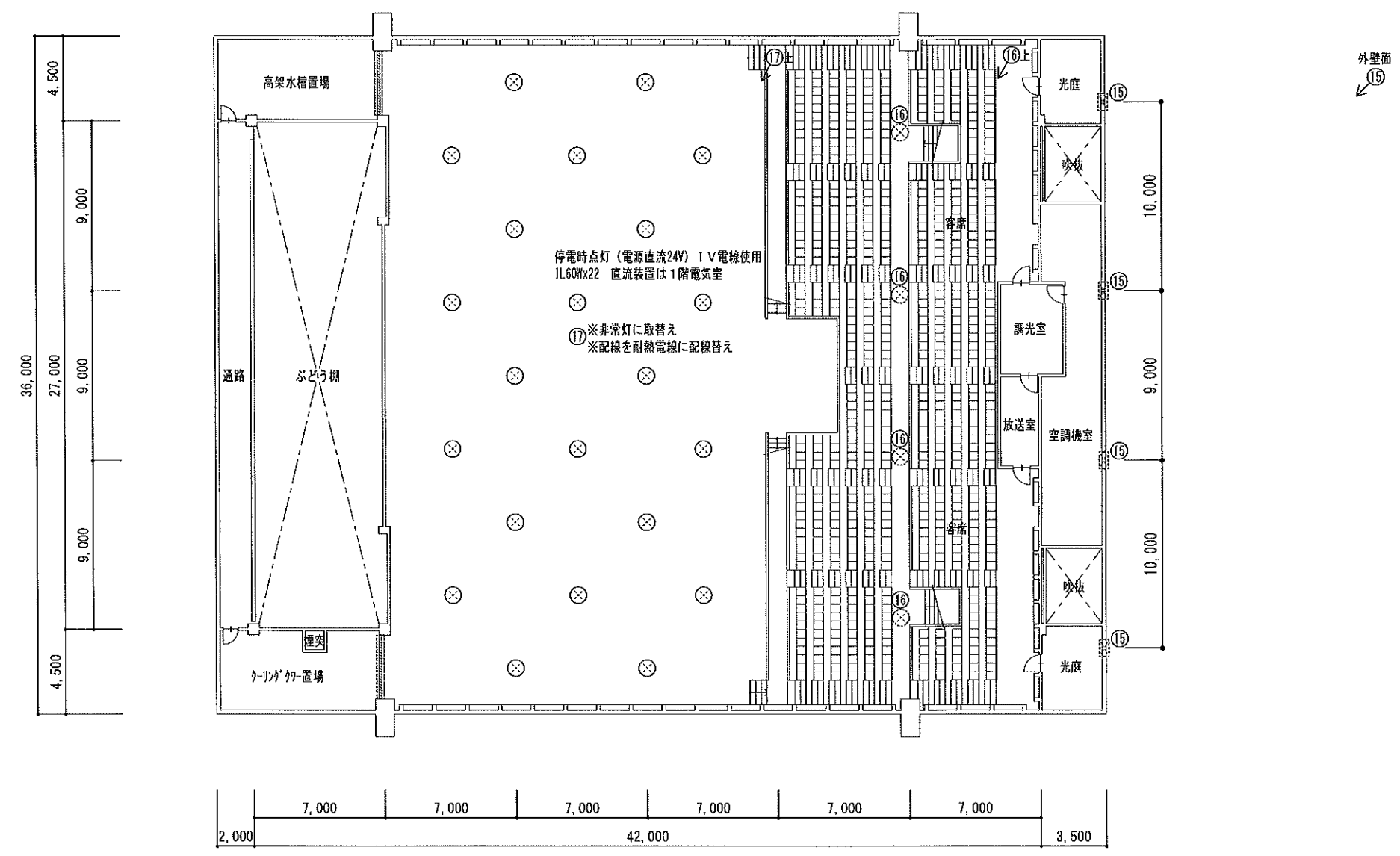
 - 5-(24)、(27)、(29) 排煙設備等無し
 - 5-(30) 非常用の進入口等(一部)無し
 - 5-(38)、(39) 非常用の照明装置不良及び不足
- <凡例>

 - 防火シャッター 設置すべき部分 4-(1)、(2)
 -  既設 機械換気設備 4-(40)、(41)
 - 防煙垂れ壁 設置すべき部分 5-(24)
 -  排煙設備(排煙ランマ又は機械排煙設備) 設置すべき部分 5-(27)、(29)
 -  非常用代替進入口 設置すべき部分 5-(30)
 -  既設 非常用照明 5-(38)
 -  既設 非常用照明 不良及び要取替え箇所 5-(39)
 -  増設案 非常用照明 5-(38)
 -  指摘のあった箇所の写真番号と位置

注) 配置図及び各階平面図を添付し、指摘のあった箇所(特記すべき事項を含む)や撮影した写真の位置等を明記すること。

番号	調査項目
1	敷地及び地盤
(1)	地盤
(2)	敷地
(3)から(5)	敷地内の通路
(6)から(7)	塀等
(8)から(9)	擁壁
2	建築物の外部
(1)から(2)	基礎
(3)から(4)	土台(木造に限る)
(5)から(18)	外壁
3	屋上及び屋根
(1)	屋上面の状況
(2)から(5)	屋上周りの状況(屋上面を除く)
(6)から(7)	屋根(屋上面を除く)
(8)から(9)	機器及び工作物(冷却等設備、等)
4	建築物の内部
(1)から(5)	防火区画
(6)から(16)	壁の室内に面する部分
(17)から(22)	床
(23)から(25)	天井
(26)から(34)	防火設備
(35)から(36)	照明器具、懸垂物等
(37)から(42)	居室の採光及び換気
(43)から(46)	石綿等を添加した建築材料
5	避難施設等
(1)	令第120条第2項に規定する通路
(2)から(3)	廊下
(4)から(5)	出入口
(6)	屋上広場
(7)から(10)	避難上有効なバルコニー
(11)から(23)	階段
(24)から(29)	排煙設備等
(30)から(40)	その他の設備等
6	その他
(1)から(4)	特殊な構造等
(5)	避雷設備
(6)から(9)	煙突
7	上記以外の調査項目

調査結果図



4 階 平 面 図 1/300

- <指摘事項>

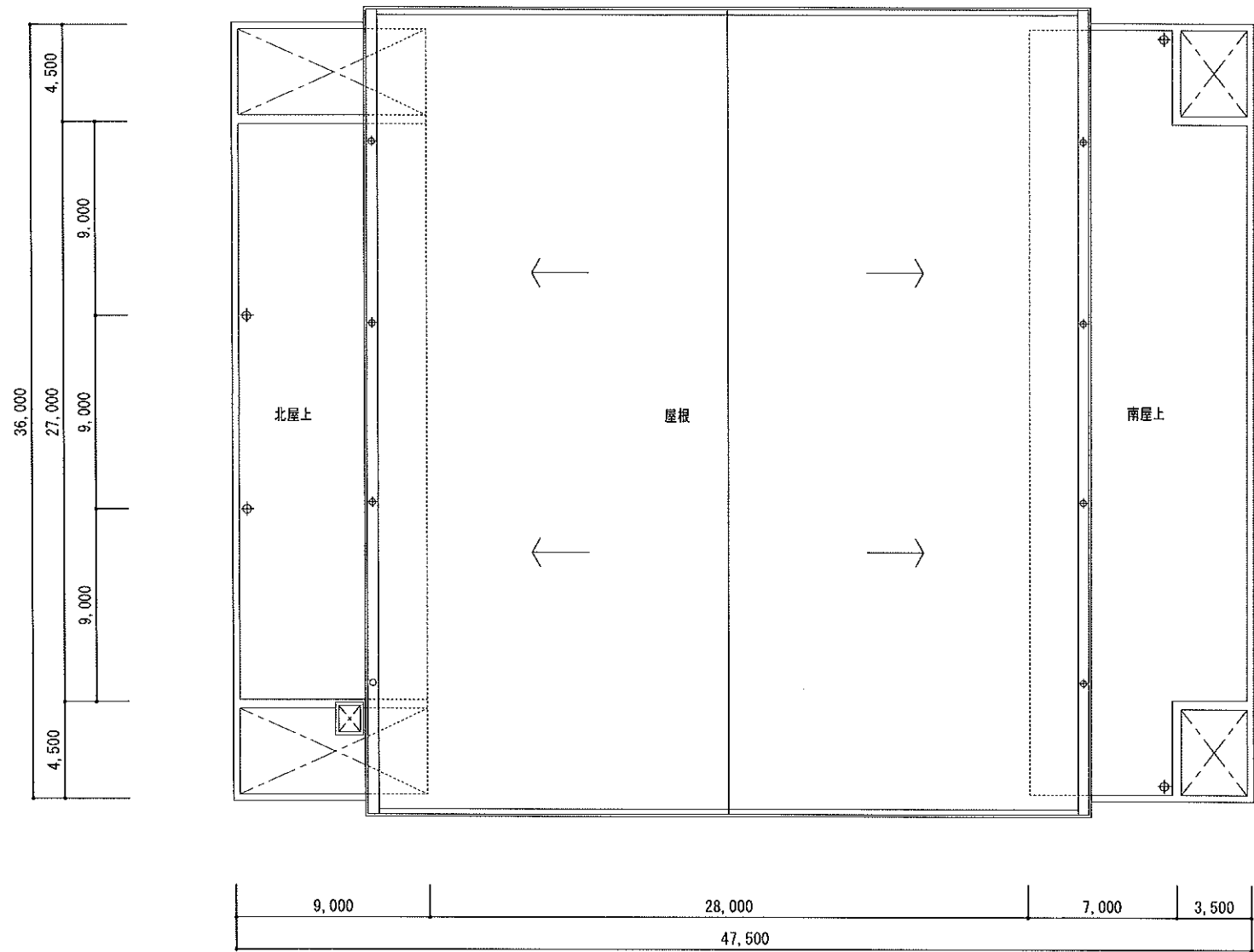
 - 5-(24)、(27)、(29) 排煙設備等無し
 - 5-(30) 非常用の進入口無し
 - 5-(38)、(39) 非常用の照明装置不良及び不足
- <凡例>

 - 防火シャッター 設置すべき部分 4-(1)、(2)
 - 既設 機械換気設備 4-(40)、(41)
 - 防煙垂れ壁 設置すべき部分 5-(24)
 - 排煙設備(排煙ランマ又は機械排煙設備) 設置すべき部分 5-(27)、(29)
 - 非常用代替進入口 設置すべき部分 5-(30)
 - 既設 非常用照明 5-(38)
 - 既設 非常用照明 不良及び要取替え箇所 5-(39)
 - 増設案 非常用照明 5-(38)
 - 指摘のあった箇所の写真番号と位置

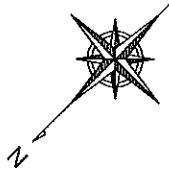
注) 配置図及び各階平面図を添付し、指摘のあった箇所（特記すべき事項を含む）や撮影した写真の位置等を明記すること。

番号	調査項目
1	敷地及び地盤
(1)	地盤
(2)	敷地
(3)から(5)	敷地内の通路
(6)から(7)	塀等
(8)から(9)	擁壁
2	建築物の外部
(1)から(2)	基礎
(3)から(4)	土台（木造に限る）
(5)から(18)	外壁
3	屋上及び屋根
(1)	屋上面の状況
(2)から(5)	屋上周りの状況（屋上面を除く）
(6)から(7)	屋根（屋上面を除く）
(8)から(9)	機器及び工作物（冷却等設備、等）
4	建築物の内部
(1)から(5)	防火区画
(6)から(16)	壁の室内に面する部分
(17)から(22)	床
(23)から(25)	天井
(26)から(34)	防火設備
(35)から(36)	照明器具、懸垂物等
(37)から(42)	居室の採光及び換気
(43)から(46)	石綿等を添加した建築材料
5	避難施設等
(1)	令第120条第2項に規定する通路
(2)から(3)	廊下
(4)から(5)	出入口
(6)	屋上広場
(7)から(10)	避難上有効なバルコニー
(11)から(23)	階段
(24)から(29)	排煙設備等
(30)から(40)	その他の設備等
6	その他
(1)から(4)	特殊な構造等
(5)	避雷設備
(6)から(9)	煙突
7	上記以外の調査項目

調 査 結 果 図



※指摘のあった箇所は、特に無し



番号	調査項目
1	敷地及び地盤
(1)	地盤
(2)	敷地
(3)から(5)	敷地内の通路
(6)から(7)	塀等
(8)から(9)	擁壁
2	建築物の外部
(1)から(2)	基礎
(3)から(4)	土台（木造に限る）
(5)から(18)	外壁
3	屋上及び屋根
(1)	屋上面の状況
(2)から(5)	屋上周りの状況（屋上面を除く）
(6)から(7)	屋根（屋上面を除く）
(8)から(9)	機器及び工作物（冷却等設備、等）
4	建築物の内部
(1)から(5)	防火区画
(6)から(16)	壁の室内に面する部分
(17)から(22)	床
(23)から(25)	天井
(26)から(34)	防火設備
(35)から(36)	照明器具、懸垂物等
(37)から(42)	居室の採光及び換気
(43)から(46)	石綿等を添加した建築材料
5	避難施設等
(1)	令第120条第2項に規定する通路
(2)から(3)	廊下
(4)から(5)	出入口
(6)	屋上広場
(7)から(10)	避難上有効なバルコニー
(11)から(23)	階段
(24)から(29)	排煙設備等
(30)から(40)	その他の設備等
6	その他
(1)から(4)	特殊な構造等
(5)	避雷設備
(6)から(9)	煙突
7	上記以外の調査項目

注) 配置図及び各階平面図を添付し、指摘のあった箇所（特記すべき事項を含む）や撮影した写真の位置等を明記すること。